

令和2年8月11日

静岡県くらし・環境部 御中

国土交通省鉄道局施設課

「難波副知事と大井川流域10市町首長とのリニア関連意見交換」
資料について

7月13日に実施された貴県と大井川流域10市町首長との意見交換会において貴県から配布された「自然環境保全協定をめぐる県の考え方に対する国土交通省の提案」資料中、国土交通省の考え方として記載されている事項について、別紙のとおり訂正をお願いいたします。

自然環境保全協定をめぐる県の考え方に対する国土交通省の提案

	県	国土交通省
トンネル掘削工事に入るためには協定の締結が必要	○	—
開発行為の区分	<p>① 活動拠点整備（宿舎・事務所等）→協定不要</p> <p>② トンネル掘削工事（坑口等整備を含む）→協定必要</p> <p>2018年8月、2019年6月に確認済み。今、これを変更する特段の理由はない。</p>	<p>2019年6月で左記の整理をしたことは承知 本件工事には</p> <p>① 活動拠点整備 ② 坑口等整備 ③ トンネル掘削工事</p> <p>があり、②については、自然環境保全に著しい影響を与えるとは考えにくい（注）</p>
トンネル掘削工事への着手	国の議論等必要な検討・手続きが終わるまでは着手は容認しない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左。JR東海もこのことは既に明言している。 ・ このため、トンネル掘削工事とは切り離して坑口等整備を容認できないか ・ 国の有識者会議の今後の議論等の結果、坑口の位置等の変更が必要となった場合は変更する
（注）国土交通省の見解	県は、「開発行為の区分」を、「工事による水資源・自然環境への影響」ではなく、「工事の目的に基づいて整理・区分」したもの（県もこの見解）	（提案）本年4月に有識者会議が立ち上がり、状況が変わったことを踏まえ、（条例の解釈権は静岡県にあるが）「開発行為の区分」を「個別の工事内容自体が周辺環境に与える影響に着目して整理・区分」という考え方による運用もありうると思われる。

自然環境保全協定をめぐる県の考え方に対する国土交通省の提案

(修正趣旨)

国土交通省としては、対象工事の各工事について協定締結の要不要の見解を述べているものではなく、周辺環境への影響の大きさを踏まえ、坑口等整備も活動拠点整備と同じ区分の開発行為として扱うという運用もありうるのではないかと提案したもの。

	県	国土交通省
トンネル掘削工事に入るためには協定の締結が必要	○	○ 二
開発行為の区分	<p>① 活動拠点整備（宿舎・事務所等）→協定不要</p> <p>② トンネル掘削工事（坑口等整備を含む）→協定必要</p> <p>2018年8月、2019年6月に確認済み。今、これを変更する特段の理由はない。</p>	<p>2019年6月で左記の整理をしたことは承知理解 本件工事には2020年7月、状況の変化により</p> <p>① 活動拠点整備→協定不要</p> <p>② 坑口等整備→必要な手続（トンネル掘削工事から分離。協定不要を想定）</p> <p>③ トンネル掘削工事→協定必要</p> <p><u>の3つの開発行為に区分してはどうかがあり、②については、自然環境保全に著しい影響を与えるとは考えにくいので、それに応じた手続を進める（注）</u></p>
トンネル掘削工事への着手	国の議論等必要な検討・手続が終わるまでは着手は容認しない	<ul style="list-style-type: none"> ・同左。JR東海にもこのことは<u>既に明言している約束してもらう。</u> ・<u>このためただし、トンネル掘削工事とは切り離して坑口等整備を容認できないか</u> ・国の有識者会議の今後の議論等の結果、坑口の位置等の変更が必要となった場合は変更する
(注) 国土交通省の見解	県は、「開発行為の区分」を、「工事による水資源・自然環境への影響」ではなく、「工事の目的に基づいて整理・区分」したもの（県もこの見解）	（提案） <u>本年4月に有識者会議が立ち上がり、状況が変わったことを踏まえ、（条例の解釈権は静岡県にあるが）「開発行為の区分」を「個別の工事内容自体が周辺環境に与える影響に着目して整理・区分」という考え方による運用もありうると思われう。</u>